

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

➢ 10 月 70 大中都市の住宅価格指数 前月比上昇 27 都市 前月より 12 都市減少

【金融・為替】

➢ 10 月 クロスボーダー人民元決済額

➢ 10 月 人民元新規貸出 5,136 億元 M2 は前年比+13.5%

➢ 10 月 外国為替資金残高 前月比 129 億元増 5 ヶ月ぶりに増加

➢ 上海・香港間の株式相互取引開始 1 周年 利用額は上限額の約 4 割

■ RMB REVIEW

➢ SDR 採用を控えて神経質な値動きが続こう

■ EXPERT VIEW

➢ 無償減資と税務処理



本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆10月 70 大中都市の住宅価格指数 前月比上昇 27 都市 前月より 12 都市減少

国家統計局は 18 日、10 月の 70 大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より 12 都市減少して 27 都市と、今年に入って初めて前月を下回った。前月比下落した都市数は前月より 12 都市増加して 33 都市となり、4 ヶ月ぶりに上昇した都市数を超えた。

具体的には、上海市が前月比+2.1%、南京市・厦門市が同+1.3%、深圳市が同+1.2%と上昇幅が大きく、岳陽市(湖南省)が同▲1.0%、大連市・襄陽市(湖北省)・フフホト市(内モンゴル自治区)が同▲0.7%と下落幅が大きかった。

一方、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月より 4 都市増加の 16 都市、下落した都市数は前月より 4 都市減少の 54 都市となった。

具体的には、深圳市が前年同月比+40.5%、上海市が同+12.7%、北京市が同+8.1%、広州市が同+7.1%と上昇幅が大きく、湛江市(広東省)が同▲6.5%、丹東市(遼寧省)が同▲6.2%、錦州市(遼寧省)が同▲5.8%となった。

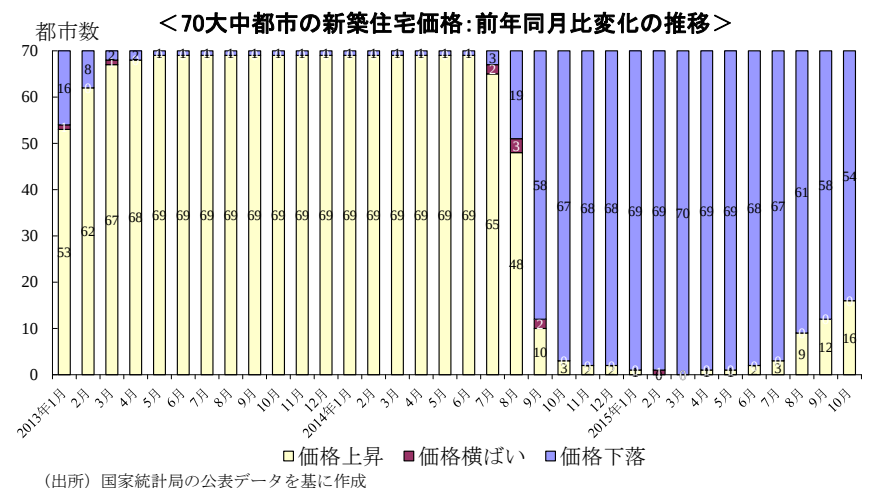
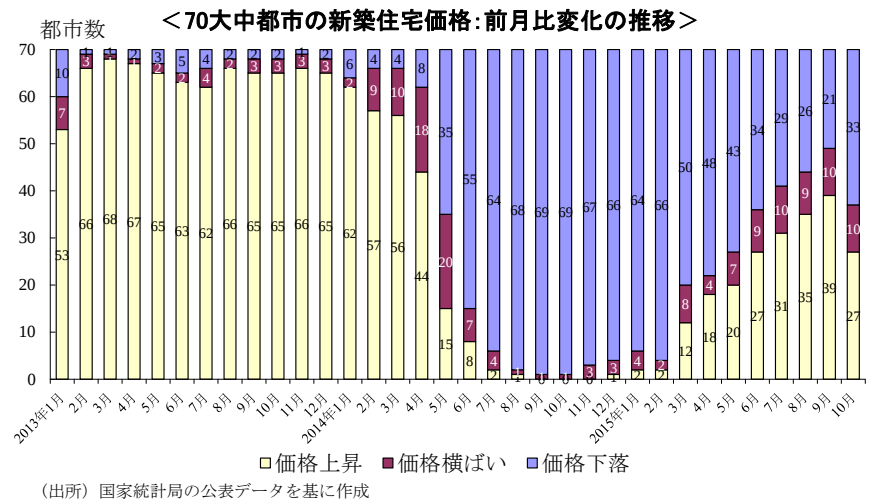
同局は、前月比では一、二線都市^(注)の価格上昇幅が縮小、三線都市^(注)で価格が横ばいから下落へ転じる一方で、前年比では一線都市の価格上昇幅が拡大、二、三線都市の価格下落幅が縮小していると指摘した。

なお、10 月末の住宅在庫面積は前年同月比+14.0%の 4 億 3,654 万㎡となり、増加率は 9 月末の同+12.7%より拡大した。不動産業界では、政府の住宅販売促進策による効果に一服感が見られ、過剰在庫の消化が今後の課題になると見られている。

(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の 4 都市。

二線都市:省都、副省都都市を含めた 31 都市。

三線都市:70 都市から上記一線・二線都市を除いた 35 都市。



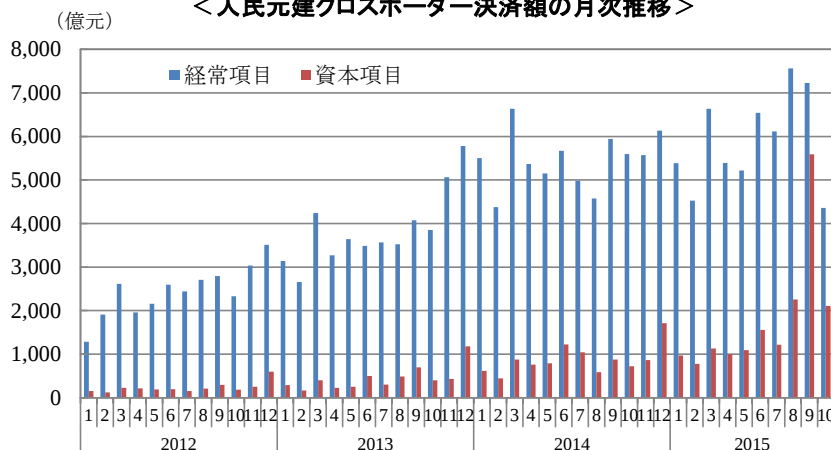
【金融・為替】

◆10月 クロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の 12 日の発表によると、10 月のクロスボーダー人民元決済は、経常項目が 4,361 億元、うち、貨物貿易が 3,700 億元、サービス貿易が 661 億元。資本項目は 2,108 億元、うち、対内直接投資が 1,203 億元、対外直接投資が 905 億元となった。

CHINA WEEKLY

＜人民元建クロスボーダー決済額の月次推移＞



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

◆10月 人民元新規貸出 5,136 億元 M2 は前年比+13.5%

中国人民銀行の12日の発表によると、10月の人民元新規貸出額は5,136億元と、前月の1兆500億元より5,364億元減少し、前年同月比では+480億元となった。10月の社会融資総量^(注)の純増額は4,767億元と、前月比で▲8,523億元、前年同月比で▲1,770億元となった。

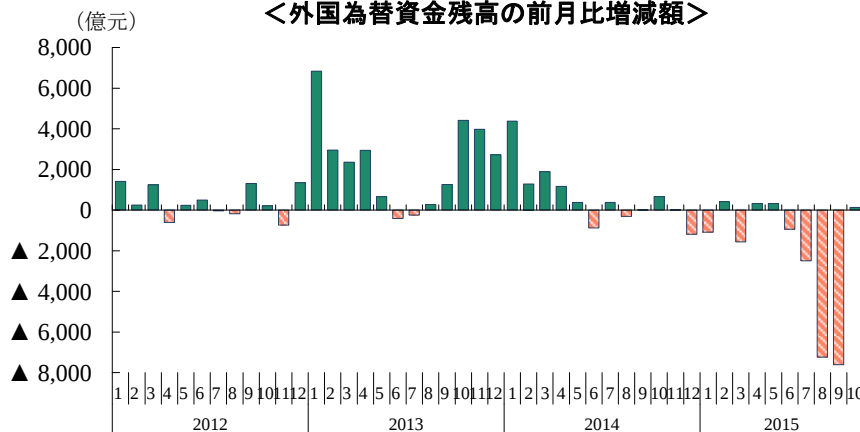
10月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+13.5%の136兆1,000億元と伸び幅は前月より0.4ポイント拡大し、4ヶ月連続で政府の通年目標の12%を上回った。

(注) 社会融資総量＝人民元貸出＋外貨貸出＋委託貸出＋信託貸出＋銀行引受手形＋企業債券＋非金融企業株式融資＋保険会社賠償＋投資用不動産＋その他

◆10月 外国為替資金残高 前月比129億元増 5ヶ月ぶりに増加

中国人民銀行の15日の発表によると、10月末の外国為替資金残高は前月より129億元増加して27兆4,361億元と、5ヶ月ぶりに増加に転じた。同残高は人民元に両替された外貨量を示すもので、同残高の増加は海外からの資金流入の増加を意味する。米利上げ観測や中国経済の減速を背景とする海外への資金流出が一服し、IMFのSDR(特別引き出し権)構成通貨への人民元採用に対する期待が高まっていること等が、外国為替資金残高の増加に繋がったと見られている。

＜外国為替資金残高の前月比増減額＞



(出所) 中国人民銀行「Summary of Sources And Uses of Credit Funds of Financial Institutions(RMB)」を基に作成

CHINA WEEKLY

◆上海・香港間の株式相互取引開始 1 周年 利用額は上限額の約 4 割

上海・香港間の株式相互取引制度(「滬港通」)^(注)が、2014 年 11 月 17 日の運営開始から 1 周年を迎えた。中国共産党機関紙である人民日報は 18 日、この 1 年間の上海、香港両証券取引所の取引データを公表した。

香港から上海株への投資については、利用総額が 1,207 億元、投資上限額 3,000 億元に占める割合は 40.2%、2015 年 10 月の一平均取引額は 47.3 億元で 2014 年 11 月より 24%増加した。主要な投資家は機関投資家となっている。

上海から香港株への投資については、利用総額が 921 億元、投資上限額 2,500 億元に占める割合は 36.9%、2015 年 10 月の一平均取引額は 17.3 億元で 2014 年 11 月より 240%増加した。主要な投資家は個人投資家となっている。

中国証券監督管理委員会の万星海副主席は、「滬港通」制度について、総じて安定した取引で推移しており、中国や国際金融市場の混乱も乗り越えたとし、上海証券取引所の A 株の流動性、投資家構造の改善、人民元国際化の推進、香港の国際金融センターとしての役割向上、上海国際金融センターの建設の促進に繋がったと評価した。

万氏は、今後の資本市場の更なる開放に向けた取り組みについて、「滬港通」の投資上限額の緩和と投資対象銘柄の拡大、国境を跨ぐ資金移動に対する監督管理の連携強化、上海・香港間のファンド相互取引制度の展開、深圳・香港間の株式相互取引制度(「深港通」)の試行開始等を挙げている。

(注) 外国投資家が香港証券取引所を通じて上海証券取引所に上場する株式の売買を可能とし、中国本土の投資家が上海証券取引所を通じて香港証券取引所に上場する株式の売買を可能とする制度。詳細については、本誌 2014 年 11 月 12 日号をご参照ください: <http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/414111201.pdf>

CHINA WEEKLY

RMB REVIEW

◆SDR 採用を控えて神経質な値動きが続こう

今週の人民元相場は、当局による介入警戒感を背景に、オンショア(国内市場、以下 CNY)、オフショア(国外市場、以下 CNH)共に神経質な値動きが継続した。週初 6.37 台半ばで寄り付いた CNY は、介入観測を背景に、高値となる 6.3602 まで上昇したが、その後は対外直接投資の増加や輸出企業による元買いの手控えといった潜在的な元売り圧力に押されるなか、じりじりと下落。18 日には 9/10 以来となる安値 6.3851 を記録した。週後半にかけては、ドル売りが強まるなか、結局 6.38 台前半まで小反発している。一方、CNH は週初に 9/25 以来となる安値 6.4201 を記録するも、介入観測を背景に反発すると、高値となる 6.3843 まで上昇した。しかし、同水準では戻り売り圧力も強く、週央にかけて再び反落。6.40 台にて越週する見通しだ。尚、今週はオフショアの金融機関に対し、窓口指導(①人民元口座を用いたファイナンスの一時停止、②債券レガ取引の一時停止)が行われたとの観測が浮上。人民元の流動性が逼迫するとの見方から、HIBOR(香港銀行間貸出金利)は急上昇。資本流出の阻止が狙いと見られる。

10 月の新築住宅価格指数は、主要 70 都市のうち 33 都市で前月比下落が示されるなど、予想外に冴えない結果となった。下落都市の増加は本年 2 月以来、約 8 ヶ月ぶりとなる。昨年来計 3 度に亘る住宅ローン規制の緩和を背景に、これまでは住宅市況の改善が見られてきたが、ここに来て再び失速の恐れが浮上している。前週までの各種統計を確認しても、①輸入の大幅な減少、②鉱工業生産および固定資産投資の低迷、③物価上昇圧力の鈍化など、中国経済は総じて力強さを欠いており、過剰な資本ストックへの調整圧力、実質金利上昇などを背景に、当面、中国経済への下押し圧力は続くと考えられる。こうした中、為替市場では元売り圧力が根強く、政府および当局はこれを食い止めるべく、本年 9 月以降、様々な規制を発表。加えて、当局による(元買い)介入観測も見込まれるなど、潜在的な元安圧力を規制や介入観測で抑え込む構図が続いている。従って、来週も今週同様、介入観測を背景に、安値圏での神経質な値動きが予想される。

尚、各種報道によれば、国際通貨基金(IMF)は再来週 30 日、IMF 理事会にて、人民元を SDR(特別引き出し権)構成通貨に採用する見通しだ。人民元の SDR 入りが実現した場合、国際通貨としての信頼性が高まることから、中長期的な観点では、各国中銀による、準備資産のアロケーションに伴う「元買い」が見込まれる。中国を除いた世界の外貨準備の総額を約 8 兆ドル、その内、アロケーションに伴う人民元の増加割合を、現在の円や英ポンドと同程度の 4~5%と仮定すれば、およそ 3200~4000 億ドル相当の元買いが見込まれる。従って、中長期的な観点では、SDR への採用は、元高材料といえよう。しかし、①足許の中国からの資本流出が大規模で進行していること(8月~9月の2ヶ月間でおおよそ 2400 億ドル相当)、②SDR 構成通貨への採用が人民元に更なる自由化(先物取引規制の撤廃や上限下限バンドの撤廃など)を強いる恐れがあること等を踏まえれば、短期的には「元売り」に繋がる可能性もあるだろう。

(11 月 20 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2015.11.16	6.3748	6.3611~ 6.3808	6.3724	-0.0016	5.1852	-0.0082	0.82175	-0.0007	6.8445	-0.0189	2.3500	3777.39	26.60
2015.11.17	6.3750	6.3685~ 6.3797	6.3786	0.0062	5.1750	-0.0102	0.82297	0.0012	6.7952	-0.0493	2.3600	3775.78	-1.61
2015.11.18	6.3830	6.3794~ 6.3857	6.3849	0.0063	5.1817	0.0067	0.82373	0.0008	6.8122	0.0170	2.3000	3738.42	-37.36
2015.11.19	6.3820	6.3745~ 6.3840	6.3840	-0.0009	5.1809	-0.0008	0.82332	-0.0004	6.8102	-0.0020	2.3000	3788.72	50.30
2015.11.20	6.3780	6.3780~ 6.3867	6.3850	0.0010	5.1943	0.0134	0.82373	0.0004	6.8183	0.0081	2.3200	3802.31	13.59

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

無償減資と税務処理

外商投資企業の減資は、会社法その他の組織法上、減資の必要性の要件があり、法定される債権者保護手続の履行を求められるほか、認可機関の認可を取得することが必要となります。一般的には、外商投資企業の減資は例外的と理解されており、上記の認可取得が困難な場合も多いと思います。しかし、会社の財務的基礎を健全化し、将来の投資回収可能性を改善することを目的として実施される無償減資は、実際の場面でその要請が高まってきており、また、認可機関も減資を一律に認可しないのではなく、会社が事業を継続するために必要と判断する場合には、これを認可する傾向が徐々にみられるようになってきているようです。本稿では、減資の要件や手続ではなく、減資が行われる場合の、主として会社側の税務関係を整理してみたいと思います。

Q: 当社(A 社)は、中国に子会社 B 社を設立・運営しています。B 社は、近年は業績が回復し、単年度で利益を計上するようになってきていますが、過年の累積損失があるため、いったん無償減資をして減資差益をもって過年の損失を補てんした上で、増資をし、その財務体質を健全化し、将来の事業から適切に利益分配を受けたいと考えています。B 社の減資は、中国の認可機関の認可を要することから、当社は、B 社所在地の開発区政府に B 社が実施する減資及び増資の趣旨を説明し、その理解と、了解を得ることができ、また、減資に必要となる公告や債権者に対する通知の処理についても政府と確認をしました。

他方で、B 社の顧問会計士からは、「無償減資をするとその時に贈与所得認識がされるので、減資差益金額に対しては企業所得税が課税される可能性がある。」との説明がなされています。無償減資は、資本的な取引であり、事業上の損益を構成しない、即ち、税務上の益金とならないのではないかと思いますのですが、中国では、無償減資による減資差益に対しても課税されることになるのでしょうか？

A: 結論からいえば、本ケースにおける B 社の顧問会計士の助言内容は、有償減資の場合の税務処理を前提として、A 社が減資に伴う減資差益に対する支払請求権を有する場合を念頭においた助言ではないかと思われます。無償減資により生ずる減資差益は、B 社の企業所得税の課税所得計算には関係しない金額であると考えるのが合理的です。

ただし、会社が無償減資を行う場合の税務処理については、これを具体的、明確に規定する税務法規の規定が見当たらず、税務当局の理解及び処理は必ずしも画一的とはいえない状況です。A 社及び B 社としては、認可取得に際して実施した B 社所在地の政府への説明及び確認と同様に、B 社を所管する税務当局にも今回 B 社が実施する減資及び増資の趣旨を説明し、B 社の具体的な税務処理について、事前に税務当局の理解と、了解を得た上で減資及び増資を実施するのが現実的で、望ましい対応といえます。

1. 減資の意義

- (1) 減資とは、「会社の登録資本を減少させること」をいいます。会社の純資産(所有者持分)は、会社の業績により常に変動することになりますが、純資産を構成する登録資本や法定準備金(資本準備金及び利益準備金)の額は、法定される規則により原則として固定される金額です。登録資本や法定準備金は、減資、登録資本への転換、損失への引当て(欠損の償却)等の行為を行うことによりこれを変動(減少)させることができる金額です。また、登録資本は、法的には、会社債権者の信用の基礎を構成します。登録資本の減少は、これにより生じた減資差益をもって損失の引当てとする場合には、結果として、将来の分配可能利益が増加することになり、利益配当を通じて会社の資産が会社外に流出することになりますので、会社債権者の利害に影響を及ぼしうる行為といえます。このことから、中国の会社法は、会社(有限会社)の減資について、債権者への公告及び通知並びに債権者の債務弁済・弁済担

CHINA WEEKLY

保請求権の確保、といった債権者保護手続を定めて、債権者の利益の保護を図っています。また、外商投資企業においては、減資は、外商投資企業の信用の基礎たる登録資本の変動にかかわる事項として、上記の債権者保護手続に加え、その実施が認可機関の認可の対象事項とされています。

- (2) 無償減資における企業会計処理については、中国では、借：払込済資本金、貸：未処分利益で仕分けされ、本ケースで予定する過年の損失の補てんは、特段の処理を要することなく、自動的にその結果が生ずることになります。
- (3) 本ケースでは、A 社は、B 社の減資に必要な債権者公告・通知や、認可機関の認可取得の手続処理については、既に整理されており、かつ、地元政府の理解も得ているようです。以下においては、減資に伴う B 社における税務処理を検討します。

2. 減資における課税関係の検討

- (1) B 社の顧問会計士は、「無償減資をするとその時に贈与所得認識がされるので、減資差益金額に対しては企業所得税が課税される可能性がある。」との説明をしているようです。どのような理解に基づくのか確実な判断が困難なのですが、おそらく、①減資差益は未処分利益を構成するので、本質的に出資者に帰属すべき利益である、②その出資者に帰属すべき利益をもって会社の損失に引き当てる行為はいわば出資者による会社に対する寄付行為に類するものであって、会社には贈与所得が生ずる(B 社の益金となる)、という理解が基礎にあるのではないかと思います。非公式ではあるのですが、国家税務総局のネット上の質問に対する回答においても、上記と同様に理解し、「企業所得税法」第 6 条が「企業が貨幣形式及び非貨幣形式で各種の源泉から得る収入を収入総額とする」とし、その第 8 号において「寄付・贈与を受けた収入」とあることから、減資差益は当事業年度の課税所得額に加算されるべきであるとしているものがありました。また、実際に無償減資を実施した場合に、上記のような理由で、課税所得を認識され課税された、又は後述するように、事後の年度の所得によって補てんすることができる繰越損失について、無償減資の範囲で課税上の補てんによる利益を受けることができなくなったという例もあるようです。
- (2) しかし、企業所得税は、いわゆる取得税で企業の総合的担税力の現れである「収入」、即ち、「企業所得税法」(以下「法」といいます。)6 条に定められる収入項目(税務上の益金算入項目)により構成される「総収入」を基礎とする所得(益金)に対して課される税です。「総収入」を構成する益金算入項目を定める法 6 条及び同条に関して益金算入項目を具体的に規定する「企業所得税法实施条例」(以下「条例」といいます。)の関係条項において、無償減資によって会計上生ずる減資差益を益金算入項目と明記するものではなく、また、同様に、法及び条例中に、上記の減資差益を益金不算入項目とし、損金算入項目又は損金不算入項目として明記する規定も見当たりません。私見となりますが、減資差益は、資本調整により会計上生ずる差額科目であり、企業所得税の課税においては、上記の企業所得税の担税力を構成する「収入」計算とは無関係な金額とされている、と考えるのが合理的です。この点、正式な行政解釈とはいえないのですが、東莞市国税局のネット上の質問回答(2015 年 5 月のネット掲載分)においても、同税務局は、「(無償)減資は、納税所得額の計算に関係しない」という回答をしています。
- (3) 法、实施条例以外の税務規範についてみると、「国家税務総局の企業所得税の若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告 2011 年第 34 号)の第五条が次のように規定しています。

五 投資企業の投資の撤回又は減少の税務処理

投資企業が被投資企業から投資を撤回し、又は減少した場合には、その取得した資産中の、当初の出資に相当する部分は投資回収と認識されるべきであり、被投資企業の累計未処分利益及び累計利益準備金のうち払込済資本の減少比率により計算される相当部分は配当所得と認識されるべきであり、その余の部分は投資資産の譲渡所得と認識されるべきである。

CHINA WEEKLY

被投資企業に経営上の欠損が生じている場合において、被投資企業が規定に従い損失との清算をするときは、投資企業はその投資原価を減額調整してはならず、その投資損失も認識してはならない。

上記の規範は、投資企業(株主・出資者)の税務処理において、これが有償減資か無償減資かにより区分し、無償減資において、その減資差益は投資原価に影響を及ぼさない、即ち、課税計算に影響を及ぼさないことを規定しています。上記規範は、減資に伴う株主の税務規範であり、これが被投資企業の税務処理に適用されるものではないといえますが、無償減資に関する当該規範の考え方は、上記(3)の被投資企業における税務処理の考え方と基本的に整合する、といえます。

3. いわゆる税務上の繰越損失の処理

本ケースでの質問事項からは外れるのですが、無償減資を実施する場合には、企業会計上の過年の損失補てんにより税務上の繰越損失がどのように扱われるのかが重要な留意点となる場合があります。この点についても、法、実施条例及びその他の税務規範中に、明確に上記事項について定める規範は見当たりません。課税所得計算においては、企業の課税年度において生じた損失について、事後の年度の「所得」をもって補てんすることが認められており(法 5 条、18 条)、補てんの対象は税務上の「所得」です。前記のように無償減資により生ずる減資差益は、税務上は税務上の「所得」の計算に関係しないとの理解を前提とすれば、税務上の繰越損失の補てんにおいても、その対象となる「所得」とは関係しない、即ち、税務上は、減資差益(会計上の未処分利益)をもって繰越損失の補てん計算をする必要はない、と考えるのが合理的です。

4. 結論

本ケースにおける B 社の顧問会計士の助言内容は、有償減資の場合の税務処理を前提として、A 社が減資に伴う減資差益に対する支払請求権を有する場合を念頭においた助言ではないかと思われ、無償減資を行う本ケースで適切な助言であるのかについて、疑問があります。無償減資のより会計上生ずる未処分利益は、B 社の企業所得税の課税所得計算には関係しない金額であると考えるのが合理的です。ただし、会社が無償減資を行う場合の税務処理については、これを具体的、明確に規定する税務法規の規定が見当たらず、税務当局を含む税務業務に関係する者の理解は必ずしも画一的とはいえない状況で、実際には、前記のように課税されたり、繰越損失の税務上の利益を喪失したりする例があるようです。A 社及び B 社としては、認可取得に際して実施した B 社所在地の政府への説明及び確認と同様に、B 社を所管する税務当局にも今回 B 社が実施する減資及び増資の趣旨を説明し、B 社の具体的な税務処理について、事前に税務当局の理解と了解を得た上で減資及び増資を実施するのが望ましいと思います。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 張 欣

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2015 年 12 月 25 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>